

令和7年度 施策評価シート

基本目標	IV 安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政 策	420 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる
施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
施策の 目標	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「必要なサービスが適切に提供されている」と思う区民の割合				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目 標	50%	—	—	—	60%
実績	51.2%	—	—	—	67.3%
	R3	R4	R5	R6	R7
目 標	—	—	—	—	70%
実績	—	—	—	—	

指標名	市民後見人受任者数累計				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目 標	25人	37人	50人	55人	60人
実績	36人	41人	49人	54人	60人
	R3	R4	R5	R6	R7
目 標	65人	70人	75人	80人	85人
実績	69人	72人	77人	84人	

2 目標と現状（実績）についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
地域福祉サービスの質と量に対する区民の関心は、今後ますます高まることが想定される。市民後見人の受任件数は、養成研修修了者数とは乖離があるものの増加傾向にある。また、指導監査に伴う文書指摘事項に係る改善率は約100%となっており、高い水準を維持している。	R4	122,490
	R5	146,139
	R6	153,055

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
A	増加傾向にある成年後見のニーズに一定の対応ができているほか、指導監査を通じて社会福祉法人の健全な経営や障害福祉及び介護保険事業者のサービスの質の確保等に結びついており、地域福祉サービスの質と量の向上につながっている。

4 今後の施策の運営方針

施策の戦略的方向性	
●	(1) 優先的に資源投入を図る
○	(2) 現状維持とする
○	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る
○	(4) 資源投入の縮小を図る
上記の判断理由	
成年後見制度等の福祉サービスが必要な区民は今後も増大が見込まれるため、事業を着実に進めていく必要がある。また、法人運営の適正化や障害福祉及び介護保険事業者のサービスの質の確保等を図ることは、福祉サービスの質の維持・向上のために重要である。	
今後の具体的な方針	
様々な関係機関と連携し、成年後見制度等の周知、利用促進を図る。また、指導監査については、従事職員の監査技術の向上に努める。	

5 この施策に係る事務事業

番号	事務事業名	主管課	決算額(A) (千円)	人コスト(B) (千円)	総事業費 (A+B) (千円)	評価結果
1	介護給付費等適正化事業費 (厚生課)	厚生課	4,257	18,353	22,610	現状維持
2	成年後見制度区長審判請求 経費	厚生課	17,589	3,662	21,251	現状維持
3	障害福祉サービス事業者指 導監査等事業費	厚生課	300	18,308	18,608	現状維持
4	社会福祉法人指導監査等事 業費	厚生課	1,570	15,562	17,132	現状維持
5	福祉サービス第三者評価推 進事業費	厚生課	8,124	2,746	10,870	現状維持
6	市民後見推進事業費	厚生課	5,264	2,746	8,010	現状維持
7	高齢者の権利擁護・虐待防 止事業費	高齢者福祉課	18,874	35,701	54,575	現状維持

令和7年度 事務事業評価シート

No. 1

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	介護給付費等適正化事業費（厚生課）					
主管課	厚生課	電話番号（内線）	3359			
目 的	介護保険サービス事業者等が提供する介護サービスの内容及び介護の給付請求に関し、法令、運営基準、介護報酬の算定基準等に対する適合状況について確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。					
対 象 者	区内の介護保険サービス事業者及び施設					
根拠法令 関連計画	介護保険法 墨田区介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査実施要綱					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2・会計年度1	公益財団法人東京都福祉保健財団
事業内容	●運営指導 対象となる事業所を訪問し、運営基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談を行う。 ●集団指導 介護保険サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方法により伝達する。 ●監査 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、業務管理体制の整備等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合に実施する。					
経 過	開始年度	平成31年度			終了予定	
	平成28年度～：庁内指導検査連絡会を設置し、体制整備に向けて検討 平成31年度～：介護保険課から実地指導及び監査業務を厚生課に移管し、専管組織として業務開始 令和3年度～：社会福祉法人係、障害福祉事業者指導係、介護事業者指導係を統合し、指導監査担当を新設 令和4年度～：実地指導の名称を運営指導に変更					
議会質問 の 状 況	該当なし					
そ の 他 特記事項	[関連部署等] 東京都：福祉局指導監査部 自区：介護保険課					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		4,229	4,154	4,117	3,565	4,314	4,457
A. 決算額（令和7年度は見込み）		3,576	3,656	2,644	3,346	4,257	4,457
財 源	国	2,601	2,554	1,586	1,331	1,582	1,716
	都	814	800	792	665	791	858
	その他	814	800	1,739	1,569	1,941	1,883
一般財源		△653	△498	△1,473	△219	△57	0
執行率（％）		84.56％	88.01％	64.22％	93.86％	98.68％	100％
B. 人コスト		17,673	17,592	16,381	17,164	18,353	
総事業費（A+B）		21,249	21,248	19,025	20,510	22,610	
予算書P（令和7年度）		340		執行実績報告書P（令和6年度）		P238-2	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
報酬	2,471	報酬	2,712	報酬	2,763
職員手当等	515	職員手当等	1,096	職員手当等	1,118
委託料	308	委託料	385	委託料	462
旅費	23	需用費	33	旅費	63
需用費	18	旅費	18	需用費	30
概 要		概 要		概 要	
報酬：会計年度任用職員報酬 職員手当等：会計年度任用職員期末手当 委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料 需用費：書籍購入費等		報酬：会計年度任用職員報酬 職員手当等：会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料 需用費：書籍購入費等		報酬：会計年度任用職員報酬 職員手当等：会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料 需用費：書籍購入費等	

事業の成果	手段に対する指標（活動指標）	指標	運営指導後の文書指摘指導改善率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年（H28）	H29	H30	H31
		100	令和７年度	目標				100
				実績				100
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	100	100	100	100	100	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		文書による改善指導を行った事項と、それに対し適切に改善報告があった事項の比率（改善率）を指標とし、目標値を１００とすることで事業効果を最大限に高める。						
事業の成果	目的に対する指標（成果指標）	指標	必要な福祉サービスが適切に提供されている区民割合				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年（H28）	H29	H30	H31
		70	令和７年度	目標	（参考）50			
				実績	（参考）51.2			
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60					70
		実績	67.3					
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		介護サービスの質を確保すること等により、福祉サービス提供に関する区民の信頼性を高めることにつながると考えられるため、基本計画、区民アンケートの当該データを指標とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	指導水準の維持向上に努めつつ、計画的に指導を行っていく。

課題・問題点
・継続して指導が必要な介護保険サービス事業者等に対しては、指導頻度を増やすなど、重点的に指導を行う必要がある。 ・指導監査は専門的知識や経験を必要とするため、指導技術、水準の維持向上に努めていく。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 2

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	成年後見制度区長審判請求経費					
主管課	厚生課				電話番号（内線）	3319
目 的	親族がいないなどで、成年後見人等の申立ができない者に対し、区長が申立人となり、その者の権利擁護、生活の安定を図る。					
対 象 者	判断能力の低下により、成年後見制度の利用が必要と思われる認知症高齢者、知的・精神障害者。					
根拠法令 関連計画	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第23条の3 精神保健及び精神障害者に関する法律第51条の11の2 墨田区成年後見制度における区長の審判請求手続等に関する要綱					
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2	
事業内容	1 以下の状況である場合に区長が後見等の申立を家庭裁判所に行う。 ①本人の状況調査を行い、判断能力が不十分で放置できない状態にある。 ②成年後見制度を利用する必要があるが、親族による申立が期待できない。 2 後見人への報酬助成 墨田区で区長申立を行った案件のうち、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、家庭裁判所が審判を下した後見報酬金額に対して助成する。					
経 過	開始年度	平成14年度			終了予定	
	平成12年度 4月1日の民法の一部改正により従来の禁治産・準禁治産制度を改め、成年後見制度が施行 平成14年度 成年後見制度区長申立事業開始					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		25,518	25,414	21,156	19,758	19,270	19,094
A. 決算額（令和7年度は見込み）		15,740	15,050	13,852	13,750	17,589	19,094
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	15,067	13,836	12,608	12,595	17,966	0
一般財源		673	1,214	1,244	1,155	△377	19,094
執行率（％）		61.68％	59.22％	65.48％	69.59％	91.28％	100％
B. 人コスト		3,529	3,518	3,272	3,405	3,662	
総事業費（A+B）		19,269	18,568	17,124	17,155	21,251	
予算書P（令和7年度）		136-18(1)	154-5(7)	340-3	執行実績報告書P（令和6年度）		78-18(1) 100-(5)㏽ 238-3

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
負担金補助及び交付金	11,632	負担金補助及び交付金	17,168	負担金補助及び交付金	16,516
役務費	2,118	役務費	1,884	役務費	2,578
概 要		概 要		概 要	
【負担金補助及び交付金】被後見人への報酬助成 【役務費】郵送料及び収入印紙		【負担金補助及び交付金】被後見人への報酬助成 【役務費】郵送料及び収入印紙		【負担金補助及び交付金】被後見人への報酬助成 【役務費】郵送料及び収入印紙	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	報酬費用助成件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		85	令和7年度	目標	40	45	50	55
				実績	37	49	51	64
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	58	50	46	46	62	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。 目標値は、これまでの実績から算出している。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区長申立件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		75	令和7年度	目標	75	75	75	75
				実績	73	70	67	58
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	75	75	75	75	75	75
		実績	56	63	69	89	88	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。 目標値は、これまでの実績から算出している。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	さまざまな関係機関と連携し、区長申立てが必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。

課題・問題点
・成年後見制度の周知及び利用促進 ・成年後見制度の利用に至る前の適切な日常生活や金銭管理等の様々な制度の周知

令和 7 年度 補助金評価シート

No. 2

補助金名	成年後見制度区長審判請求に係る報酬費用助成		
主管課	厚生課	電話番号（内線）	3319
根拠法令	墨田区成年後見制度における区長申立における区長の審判請求手続等及び報酬費助成に関する要綱		
補助概要	墨田区で区長申立を行った案件のうち、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、家庭裁判所が審判を下した後見報酬金額に対して助成する。		
目 的	民法の一部改正により、従来の禁治産・準禁治産制度が改められ、新しい成年後見制度が平成 12 年 4 月 1 日から施行された。この制度により、一定の条件下の元で区長が申立を行うことができることとなった。成年後見制度の利用が認められる認知症高齢者に対し、同制度の利用を支援することにより本制度の活用を促進する。		
対 象	墨田区長の審判請求により成年後見制度を利用し、配偶者及び 4 親等以内の親族以外の者が成年後見人等を選任されている成年被後見人等		
基 準	区独自基準		
補助条件	(1) 生活保護を受けている者 (2) 次に掲げる要件を全て満たす者 ア 住民税が非課税である者 イ 預貯金等の合計額が、100 万円以下である者 ウ 現在居住する家屋等の日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない者 (3) その他成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると区長が認める者		
経 過	開始年度	平成 21 年度	終了予定
	平成 21 年 4 月 後見報酬助成開始 平成 27 年 4 月 要綱改正		
議会質問の状況			
その他特記事項			

予算・決算額推移（単位：千円）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算現額（令和 7 年度は当初予算）		23,256	22,962	18,784	17,688	17,168	16,516
A. 決算額（令和 7 年度は見込み）		14,003	13,366	12,183	11,868	15,665	16,516
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		14,003	13,366	12,183	11,868	15,665	16,516
執行率（％）		60.21 %	58.21 %	64.86 %	67.1 %	91.25 %	100 %

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	報酬費用助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		85	令和 7 年度	目標	40	45	50	55
				実績	37	49	51	64
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	58	50	46	46	62	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。 目標値はこれまでの実績から算出。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区長申立件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		75	令和 7 年度	目標	75	75	75	75
				実績	73	70	67	58
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	75	75	75	75	75	75
		実績	56	63	69	89	88	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。 目標値はこれまでの実績から算出。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	さまざまな関係機関と連携し、区長申立てが必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。

課題・問題点

令和7年度 事務事業評価シート

No. 3

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	障害福祉サービス事業者指導監査等事業費					
主管課	厚生課				電話番号（内線）	3358
目 的	障害福祉サービス事業者等が運営する事業所における、利用者へ提供する自立支援給付等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図り、区における障害者・児福祉の増進に寄与する					
対 象 者	自立支援給付等対象サービスを提供する障害福祉サービス事業者等					
根拠法令 関連計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法 墨田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 墨田区障害福祉総合計画					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2・東京都福祉保健財団	
事業内容	[運営指導] 障害福祉サービス事業所等を訪問し、指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談を行う [集団指導] 必要に応じて対象事業者を集め、制度改正内容や過去の検査における指導事例等について講習方式で説明する [監査] 自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、障害福祉サービス事業所等を訪問し、関係書類等を閲覧し、関係者との面談を行い、事実関係を的確に把握する					
経 過	開始年度	平成29年度			終了予定	
	平成25年度：福祉主管部長会（区・市）において、都から指導検査（介護・障害）に係る区市への役割分担及び連携に関する提案（平成26年度から3年度間で都の支援を受け、区市は指導検査体制整備） 平成29年度～：区単独による障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を開始 平成30年度～：本事業を所管する専管部署（係）を設置（併せて本事業について障害者福祉課から厚生課へ移管） 令和3年度～：課内において類似の事務（ただし根拠は他法）を所管する3係を統合し担当制に変更 令和5年度～：実地による指導の一部補助を目的とする業務委託開始（1年度につき3件程度）					
議会質問 の 状 況	[平成31年予特] サービスの質の確保に関しては平成30年度から事業所の指導検査に当たる専管部署を設置し、法に基づいた適正なサービスが行われるように、東京都と連携して指導に当たっている（障害者福祉課長答弁） [令和3年2月議会] 虐待防止措置（委員会の設置等）の実施状況の確認及び第三者評価制度に係る周知について指導監査時に指導や情報提供を実施（一般質問・区長答弁）					
そ の 他 特記事項	[関連部署等] 東京都：福祉局指導監査部 自区：障害者福祉課					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		295	73	321	323	325	330
A. 決算額（令和7年度は見込み）		50	53	45	301	300	330
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		50	53	45	301	300	330
執行率（％）		16.95％	72.6％	14.02％	93.19％	92.31％	100％
B. 人コスト		13,233	14,074	12,269	17,024	18,308	
総事業費（A+B）		13,283	14,127	12,314	17,325	18,608	
予算書P（令和7年度）		155		執行実績報告書P（令和6年度）		P101-15	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	231	委託料	231	委託料	231
需用費	42	需用費	42	需用費	53
概 要		概 要		概 要	
委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料（３事業） 需用費：書籍購入費等		委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料（３事業） 需用費：書籍購入費等		委託料：委託事業者（指定事務受託法人）への委託料（最大３事業） 需用費：書籍購入費等	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	実地による運営指導に伴う文書指導事項に係る改善率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		100	令和７年度	目標	-	100	100	100
				実績	-	100	100	100
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	100	100	100	85.8	92.9	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		早急な改善のため文書による改善指導を行った事項と、それに対し事業者から適切に改善報告があった事項の比率(改善率)を指標とし、目標値を１００とすることで事業効果を最大限に高める						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	必要な福祉サービスが適切に提供されている区民割合				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		70	令和７年度	目標	-			
				実績	参考：51.2			
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60					70
		実績	67.3					
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業により自立支援給付の適正化等を図っていくことは福祉サービス提供に関する区民の信頼性を高めることにつながると考えられるため、基本計画における指標及び目標値との整合性を図った						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業の目的である自立支援給付等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化の前提となる障害福祉サービス事業者等が遵守すべき事項は、相当の頻度で新設、改正等が行われることから定期的・周期的な対応を図る必要があるほか、著しい違反等が生じた場合には指定権者（東京都等）とも連携し臨時的な対応を図っていく必要がある

課題・問題点
・本事業は専門性の高い業務であるところ、従事職員の検査技術の向上及び経験によるノウハウの蓄積と、人事異動等に伴う従事職員の流動との両立を確保していく必要がある ・障害福祉サービス事業所等の新規参入や遵守すべき事項の随時の改正があること等を踏まえ、各事業所において継続的に適正な運営を確保するため指定権者（東京都等）と連携しながら定期的な運営指導等を行う必要がある

令和7年度 事務事業評価シート

No. 4

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	社会福祉法人指導監査等事業費					
主管課	厚生課				電話番号（内線）	3318
目 的	法令、通知等に定められた「社会福祉法人として遵守すべき事項」について、法人の運営実態の確認等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。					
対 象 者	主たる事務所が区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が区の区域を超えないもの					
根拠法令 関連計画	社会福祉法					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	・常勤2 ・委託先：CTS監査法人	
事業内容	●指導監査 国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」のほか、区が定める「指導監査実施要領」及び「指導監査実施方針」に基づいて所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施する。 ●認可等事務 所管する社会福祉法人からの申請等により、法令及び通知に基づき、法人設立、定款変更等の認可、各種届出の受理、証明等を行う。					
経 過	開始年度	平成25年度			終了予定	
	平成25年度～	地域主権改革に伴う権限移譲により、区長を所轄庁とする法人指導監査、認可等の事務を開始				
	平成29年度～	改正社会福祉法の施行に伴う、社会福祉法人制度の改正及び指導監査基準の明確化に対応				
	令和3年度～	社会福祉法人係、障害福祉事業者指導係、介護事業者指導係を統合し、指導監査担当を新設				
議会質問 の 状 況	[平成29年決特] 社会福祉法人制度改革について					
そ の 他 特記事項	[例年の年間スケジュール] ①指導監査 4～5月＝実施方針・計画等策定、5～6月＝現況報告書集約、7～2月＝指導監査、3月＝指導監査結果取りまとめ、②認可等事務 通年実施 [関連部署等] 都：福祉局指導監査部、区：子ども・子育て支援部					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		2,194	1,706	1,719	1,424	1,913	2,206
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,817	1,402	1,387	1,112	1,570	2,206
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		1,817	1,402	1,387	1,112	1,570	2,206
執行率（％）		82.82％	82.18％	80.69％	78.09％	82.07％	100％
B. 人コスト		14,115	14,953	13,904	14,470	15,562	
総事業費（A+B）		15,932	16,355	15,291	15,582	17,132	
予算書P（令和7年度）		137		執行実績報告書P（令和6年度）		P78-23	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	924	委託料	1,397	委託料	1,870
需用費	107	需用費	85	需用費	120
使用料及び賃借料	59	使用料及び賃借料	59	報酬	76
役務費	23	役務費	28	使用料及び賃借料	59
				役務費	38
概 要		概 要		概 要	
委託料：監査法人に対する委託料 需用費：書籍購入費等 使用料及び賃借料：ＰＣ等の再リース料		委託料：監査法人に対する委託料 需用費：書籍購入費等 使用料及び賃借料：ＰＣ等の再リース料		委託料：監査法人に対する委託料 需用費：書籍購入費等 報酬：法人設立認可審査委員会委員報酬 使用料及び賃借料：ＰＣ等の再リース料	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	社会福祉法人指導監査に伴う文書指摘事項に係る改善率				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		100	令和７年度	目標	100	100	100	100
				実績	100	98.9	100	100
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	98.2	100	100	100		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		早急な改善のため文書による改善指導を行った事項と、それに対し事業者から適切に改善報告があった事項の比率(改善率)を指標とし、目標値を１００とすることで事業効果を最大限に高める						
事業の成果	目的に対する指標 (成果指標)	指標	必要な福祉サービスが適切に提供されている区民割合				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		70	令和７年度	目標	50			
				実績	51.2			
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60					70
		実績	67.3					
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業により法人運営の適正化を図っていくことは、福祉サービス提供に関する区民の信頼性を高めることにつながると考えられるため、基本計画における指標及び目標値との整合性を図った						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	専門事業者を活用しながら、監査水準の維持向上に努める必要がある

課題・問題点
指導監査ガイドラインにより監査方法が標準化されたことに伴い、文書指摘の根拠を明確に提示して法人の理解を得るとともに、口頭指摘及び助言を行う場合も、法人と指導内容の共有を図ることが必要とされる。専門事業者の活用、各種研修等を通じて、日頃から監査技術の向上に努めていく。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 5

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	福祉サービス第三者評価推進事業費					
主管課	厚生課				電話番号（内線）	3318
目 的	福祉サービス第三者評価の受審を促し、評価機関による評価結果を公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進する。					
対 象 者	福祉サービス提供事業者					
根拠法令 関連計画	福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱					
実施基準	区独自基準 実施方法 一部委託 人員体制・委託先 ・常勤2 ・委託先：長寿社会文化協会、エテルノ					
事業内容	区立施設の評価受審及び民間事業者への評価受審費用助成を行う。 ・区立施設の評価受審 都方針に沿って、原則として3年に1回受審する。 ・民間事業者への評価受審費用助成 助成により受審を促し、制度の定着を図る。 （助成率）経費の1/2助成で30万円を限度 ただし、認知症対応型共同生活介護は、60万円を限度に経費を全額助成					
経 過	開始年度	平成15年度			終了予定	
	東京都は、福祉改革の利用者支援事業の一環として、平成12年度から検討してきた福祉サービス第三者評価システムを平成15年4月から本格実施することとし、平成15年度の重点事業に掲げるとともに、市区町村と連携し、その定着を図ることとした。 区は、平成15年度から本格的に区立施設の評価受審及び民間事業者への受審費用助成を行っている。					
議会質問 の 状 況	平成25年 予特 情報公表、評価結果の活用 平成26年 決特 評価結果の公表 平成28年 決特 評価項目、評価内容 令和2年 区福委 第三者評価の受審状況 令和3年 2月議会 第三者評価制度の活用促進 令和7年 予特 受審事業者、評価結果の公表方法					
そ の 他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 〔他区の状況〕 23区で実施 〔年間スケジュール〕 ①助成申請（5月～）、②評価受審（5月～2月）、③交付申請（～2月）、④交付請求（3月） 〔関係部署〕 保健衛生部、子ども・子育て支援部					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		7,800	14,700	13,272	13,112	9,141	16,471
A. 決算額（令和7年度は見込み）		6,877	13,322	11,463	12,485	8,124	16,471
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	5,158	9,450	7,861	8,802	6,137	12,150
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		1,719	3,872	3,602	3,683	1,987	4,321
執行率（％）		88.17％	90.63％	86.37％	95.22％	88.87％	100％
B. 人コスト		3,529	2,639	2,454	2,554	2,746	
総事業費（A+B）		10,406	15,961	13,917	15,039	10,870	
予算書P（令和7年度）		136		執行実績報告書P（令和6年度）		P78-19	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	7,029	負担金補助及び交付金	4,341	委託料	8,371
負担金補助及び交付金	5,456	委託料	3,783	負担金補助及び交付金	8,100
概 要		概 要		概 要	
委託料：区立施設の評価受審のための評価機関に対する委託料（内訳：通所介護４、就労移行支援等７、認可保育所８） 負担金補助及び交付金：民間事業所への第三者評価受審費用助成（内訳：認知症GH13、軽費老人ホーム２）		委託料：区立施設の評価受審のための評価機関に対する委託料（内訳：特養３、認可保育所等７） 負担金補助及び交付金：民間事業所への第三者評価受審費用助成（内訳：認知症GH11、通所介護１）		委託料：区立施設の評価受審のための評価機関に対する委託料（内訳：短期入所３、認可保育所等１２） 負担金補助及び交付金：民間事業所への第三者評価受審費用助成（内訳：認知症GH12、その他の福祉サービス３）	

事業の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	受審経費（区立委託＋民間助成）				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		16,471	令和７年度	目標	17,400	20,680	15,807	16,636
				実績	9,292	12,120	7,809	9,402
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	7,800	14,700	13,272	13,112	9,141	16,471
		実績	6,877	13,322	11,463	12,485	8,124	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設で第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審経費とした。 目標値は、当該年度における予算額とした。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	受審施設数（区立＋民間）				単 位	施設数
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		30	令和７年度	目標	42	51	35	37
				実績	28	37	22	28
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	43	43	31	39	29	30
		実績	19	34	27	34	22	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設で第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審施設数とした。 目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業を通じ、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。

課題・問題点
第三者評価の一層の利用促進に向け、ホームページの充実等により事業者へのPRに努めていく。

令和 7 年度 補助金評価シート

No. 5

補助金名	福祉サービス第三者評価受審料補助		
主管課	厚生課	電話番号（内線）	3318
根拠法令	福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱		
補助概要	民間の福祉サービス提供事業者が、福祉サービス第三者評価を受審した際の費用の全部又は一部を補助する。		
目的	福祉サービス第三者評価の受審を促し、評価機関による評価結果を公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進する。		
対象	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者		
基準	区独自基準		
補助条件	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者であること。 評価結果の公表に同意すること。		
経過	開始年度	平成 1 5 年度	終了予定
	東京都は、福祉改革の利用者支援事業の一環として、平成 1 2 年度から検討してきた福祉サービス第三者評価システムを平成 1 5 年 4 月から本格実施することとし、平成 1 5 年度の重点事業に掲げるとともに、市区町村と連携し、その定着を図ることとした。 区は、平成 1 5 年度から民間事業者への受審費用補助を行っている。		
議会質問の状況	平成25年 予特 平成26年 決特 平成28年 決特 令和 2年 区福委 令和 3年 2月議会 令和 7年 予特	情報公表、評価結果の活用 評価結果の公表 評価項目、評価内容 第三者評価の受審状況 第三者評価制度の活用促進 受審事業者、評価結果の公表方法	
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 福祉サービス第三者評価の助成事業は、対象事業の内容により各部署で実施している（福祉部、保健衛生部、子ども・子育て支援部）。		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算現額（令和 7 年度は当初予算）		4,900	6,900	6,300	5,800	5,350	8,100
A. 決算額（令和 7 年度は見込み）		3,977	5,578	5,149	5,456	4,341	8,100
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	3,860	5,578	4,704	5,287	4,245	7,650
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		117	0	445	169	96	450
執行率（％）		81.16 %	80.84 %	81.73 %	94.07 %	81.14 %	100 %

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	受審経費（民間補助）				単 位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		8,100	令和7年度	目標	13,500	13,500	11,400	11,400
				実績	5,728	6,621	3,895	5,324
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4,900	6,900	6,300	5,800	5,350	8,100
		実績	3,977	5,578	5,149	5,456	4,341	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設で第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審経費とした。 目標値は、当該年度における予算額とした。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	受審施設数（民間）				単 位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		15	令和7年度	目標	30	30	23	23
				実績	12	16	10	14
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	23	22	17	19	17	15
		実績	10	13	14	15	12	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設で第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審施設数とした。 目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業を通じ、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。

課題・問題点
第三者評価の一層の利用促進に向け、ホームページの充実等により事業者へのPRに努めていく。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 6

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る					
事 業 名	市民後見推進事業費					
主管課	厚生課				電話番号（内線）	3319
目 的	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ福祉サービス権利擁護センター」に対して市民後見推進事業を委託し、市民後見人の人材育成や成年後見人等に選任された市民後見人のサポート体制を充実させる。					
対 象 者	判断能力の低下により、成年後見制度を必要とする方					
根拠法令 関連計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律					
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2、委託先：墨田区社会福祉協議会	
事業内容	墨田区社会福祉協議会が運営するすみだ福祉権利擁護センターに市民後見推進事業を委託する。 【委託内容】 （１）市民後見人の養成研修の実施 （２）市民後見推進のための検討会の実施 （３）市民後見人の適正な活動のための支援体制の整備 （４）市民後見人及び候補者等の意見交換会の実施					
経 過	開始年度	平成9年度			終了予定	
	平成22年度に東京都が実施する「社会貢献型後見人を目指すための基礎講習」に参加を希望する区民の推薦を行った。 平成23年度からは、地域特性や具体的なケース事例に特化した社会貢献型後見人を育成するために、区独自事業として「墨田区社会貢献型後見人養成研修」（現在は「墨田区市民後見人養成研修」）を開始した。					
議会質問 の 状 況	〔平成29年2定〕成年後見制度利用促進基本計画について 〔平成27年企画総務委員会〕成年後見制度について 〔平成27年4定〕市民後見人養成講座について					
そ の 他 特記事項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		4,050	4,443	4,368	4,372	5,264	6,017
A. 決算額（令和7年度は見込み）		4,050	4,443	4,368	4,372	5,264	6,017
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	1,321	1,492	555	555	585	578
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		2,729	2,951	3,813	3,817	4,679	5,439
執行率（％）		100％	100％	100％	100％	100％	100％
B. 人コスト		2,647	2,639	2,454	2,554	2,746	
総事業費（A+B）		6,697	7,082	6,822	6,926	8,010	
予算書P（令和7年度）		P. 136-18(2)		執行実績報告書P（令和6年度）		P. 78-18(2)	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	4,372	委託料	5,264	委託料	6,017
概 要		概 要		概 要	
市民後見推進事業委託		市民後見推進事業委託		市民後見推進事業委託	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	市民後見人養成研修修了者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		182	令和 7 年度	目標	46	64	82	100
				実績	56	73	86	99
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	121	136	151	166	181	182
		実績	116	124	145	165	182	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		市民後見人を養成していくことが、今後制度と地域を支える上で重要である。例年研修修了者数が10～20人であるため上記のように目標値を設定する。※令和6年度より新規募集は隔年実施						
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	市民後見人受任者数累計				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		85	令和 7 年度	目標	25	37	50	55
				実績	36	41	49	54
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	60	69	72	77	84	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	養成した市民後見人が実際に後見人として活躍することが、成年後見制度及び地域を支える上で重要である。例年、受任件数が5人程度であるため、上記のように目標値を設定する。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	判断力の低下した高齢者や障害者等の権利を守り、利用者のニーズに寄り添った適切なサービスを提供することを目的としている事業で、今後も利用者の増大が見込まれるため、更なる体制整備を進めていく必要がある。

課題・問題点
市民後見人養成研修修了者数は増加傾向であるが、実際の受任件数との乖離があるため、令和6年度からは隔年で養成研修を行った。令和6年度は新規募集をせず、受任調整やフォローアップ研修、市民後見人に関する周知・PRを行った。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 7

施 策	422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る				
事 業 名	高齢者の権利擁護・虐待防止事業費				
主管課	高齢者福祉課			電話番号（内線）	3431
目 的	高齢者の権利擁護のため、①高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室や関係機関と連携し、虐待を未然に防ぐまたは早期に発見する。②高齢者虐待緊急即応などの体制を整備充実させる。③権利擁護制度の利用促進及び高齢者虐待防止についての普及啓発活動、養護者の負担軽減対策等、虐待防止に関する事業を行う。				
対 象 者	・ 65歳以上の高齢者 ・ 養護者 ・ 養介護施設従事者等				
根拠法令 関連計画	・ 老人福祉法 ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・ 墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤：4・委託先：各高齢者支援総合センター
事業内容	①虐待通報受付、事実確認、支援の介入 ②緊急一時保護 ③成年後見区長申立（申立の準備、厚生課へ申立の依頼） ④関係機関及び関係各課による協力連携の推進 ⑤高齢者虐待・権利擁護検討会の実施（平成22年度開始） ⑥権利擁護ワーキングの開催（平成22年度開始） ⑦虐待防止・権利擁護研修の実施 ⑧早期発見及び予防のためのネットワーク構築の推進				
経 過	開始年度	平成18年度			終了予定
	平成17年 4月	事業開始			
	平成17年11月9日	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布。			
	平成18年 4月1日	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行。			
議会質問 の 状 況					
そ の 他 特記事項	・ 令和2年度時点 23/23区で実施。 ・ 高齢者虐待・権利擁護検討会、権利擁護ワーキング 毎月予定 ・ 虐待防止・権利擁護研修 各対象者向け計4回予定				

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		5,787	5,468	6,307	21,572	19,131	16,157
A. 決算額（令和7年度は見込み）		727	4,776	6,100	20,406	18,874	0
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	2,857	3,554	2,956	1,470	3,000	2,785
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		△2,130	1,222	3,144	18,936	15,874	13,372
執行率（％）		12.56％	87.34％	96.72％	94.59％	98.66％	-％
B. 人コスト		34,406	34,304	31,898	33,197	35,701	
総事業費（A+B）		35,133	39,080	37,998	53,603	54,575	
予算書P（令和7年度）		P144-23		執行実績報告書P（令和6年度）		P87-23	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	19,647	委託料	18,074	委託料	15,175
使用料及び賃借料	254	使用料及び賃借料	283	使用料及び賃借料	332
報償費	247	報償費	247	報償費	329
旅費	183	旅費	161	旅費	181
役務費	53	役務費	83	役務費	100
概 要		概 要		概 要	
虐待防止・権利擁護検討会に係る講師謝礼、緊急保護先等施設開拓・訪問等、消耗品購入、図書追録等、成年後見区長申立事務郵送費等、緊急保護施設、虐待防止研修等、緊急移送車両借上費		虐待防止・権利擁護検討会に係る講師謝礼、緊急保護先等施設開拓・訪問等、消耗品購入、図書追録等、成年後見区長申立事務郵送費等、緊急保護施設、虐待防止研修等、緊急移送車両借上費		虐待防止・権利擁護検討会に係る講師謝礼、緊急保護先等施設開拓・訪問等、消耗品購入、図書追録等、成年後見区長申立事務郵送費等、緊急保護施設、虐待防止研修等、緊急移送車両借上費	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	高齢者虐待相談通報件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
			目標	—	—	—	—	
			実績	170	195	177	165	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	—	—	—	—
		実績	142	155	153	169	197	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、区市町村が虐待通報受理を行う。なお、通報は虐待の発生により増減するため、目標値を定めることは難しい。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	虐待の深刻度における重度及び最重度の割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
			目標	—	—	—	—	
			実績	—	—	—	—	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	—	—	33.4	32.3
		実績	—	30.6	25.9	34.5	30.9	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		重度及び最重度の割合の低下は高齢者の権利擁護や虐待防止に係る啓発効果を示す指標として適切であると判断し、令和6年度以降目標として設定した。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	現状通報を受けたときは速やかに事実確認を行い、各高齢者支援総合センターと連携して対応していることから、虐待の早期発見・重症化の予防ができています。今後も根拠法令に基づき、同様の対応を行う必要があることから、引き続き本事業を継続して実施していく。

課題・問題点
高齢者虐待相談通報について、1件当たりの対応困難性・緊急性・複雑性が増している。その結果、ケース対応を目的とした区職員の出張日数、及び成年後見区長申立件数が増加している（区職員の出張日数：令和3年度312日、令和4年度387日、令和5年度393日、令和6年度369日。成年後見区長申立件数：令和3年度49件、令和4年度67件、令和5年度79件、令和6年度80件）。生活福祉課、障害者福祉課、保健センター等他部署との連携・協働が必要となるケースが多くなっている。